

東京大学大学院情報理工学系研究科 知的情報処理英語プログラム特別選抜 出願資格タイプA（2019年9月入学）

東京大学大学院情報理工学系研究科 知的情報処理英語プログラム特別選抜（2019年9月入学）における出願資格タイプAは、以下の条件をすべて満たすものとする。

この文書は文部科学省が指定する国費留学生奨学金（特別枠）の条件をできるだけ正確に反映したものであるが、万一齟齬がある場合は、文部科学省の文書が優先する。

1. 外国人留学生として、新たに海外から留学する者で、合格した場合に入学する意思のある者。他の国費（文部科学省）留学生奨学金（他大学を含む）に応募していない者。

※ 合格者には、入学の意思と奨学金受給の意思を確認する。入学・受給の意思を示した者が、指定の日時の後、入学・受給を辞退することは原則として認めない。やむを得ぬ事情で辞退する場合は、至急メールにより連絡をするとともに、本人による理由書（要本人の署名）、推薦書2の推薦者（研究科長等）による理由書（要署名）を送付すること。

2. 直近2年間の学業成績が2.30以上であること。

※ 学業成績は別紙様式7により算出すること。なお、在学中に学業成績が2.30を下回った場合、奨学金の需給が停止されるので注意すること。

3. 日本政府と国交のある国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は、対象とならない。

4. 原則として、1984年4月2日以降に出生したもの。

[例外] ただし、国籍国の制度（兵役義務等）や事情（戦乱による教育機会の喪失等）により、資格年齢時に応募できなかった者と文部科学省が判断した場合は対象となる。ただし、個人的な理由（経済的、家庭の事情、健康上の事情、大学や就職など）は考慮されない。また、ヤング・リーダーズ・プログラム修了生が同プログラム修了後5年以内に、博士後期課程への入学を希望する場合も応募を認める。

5. 学歴

日本の大学院修士課程・博士後期課程の入学資格を有する者（入学時点でこの条件を満たす見込みの確実なものを含む。）。入学資格は下記を参照のこと。

<https://www.i.u-tokyo.ac.jp/edu/entra/pdf/19master.pdf>

<https://www.i.u-tokyo.ac.jp/edu/entra/pdf/19doctor.pdf>

6. 専攻分野

大学において情報理工学または関連した分野を専攻したものの。

7. 言語能力

以下の語学能力のいずれかの条件を満たすこと。

- (i) 正規課程への入学時点で英語におけるヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) の B2 ※以上の資格・検定試験のスコアを有している者。
- (ii) 日本の大学院修士課程または博士後期課程への入学資格を満たす教育課程 (上記 5 項参照) を、英語を主要言語として修了した者。
- (iii) (i)相当以上の英語能力を有していると受入大学において判断できる者。
- (i) または (ii) の場合はそれを証明する書類が必要。(iii) の場合は事前面接を行うので、所定の日までに事前面接の希望の旨を連絡すること。

※CEFR B2 以上と認められる範囲：

- ・ケンブリッジ英語検定 160 以上
- ・実用英語技能検定 2300 以上
- ・GTEC Advanced/CBT 1190 以上
- ・IELTS 5.5 以上
- ・TEAP 309 以上
- ・TEAP CBT 600 以上
- ・TOEFL iBT 72 以上
- ・TOEIC (L&R + 2.5 * S&W) が 1560 以上

8. 健康

日本留学について心身ともに支障がないと大学が判断した者。

9. 渡日時期

原則として 2019 年 9 月 6 日から 10 月 3 日に渡日可能な者。

やむを得ないと文部科学省が判断した場合を除き、指定された期間の最終日までに渡日できない場合は奨学金が受給できない。また自己都合により上記期間前に渡日する場合は、渡日旅費を支給しない。

10. 査証取得

渡日前に原則として国籍国所在の在外公館で「留学」の査証を新規取得し、新規に取得した「留学」の在留資格で入学すること。新規に「留学」の査証を取得せずに渡日した場合は、奨学金の支給停止となるので注意すること。また在留資格を「留学」からそれ以外のものに

変更した場合も支給停止になるので注意すること。

すでに他の在留資格（「永住者」「定住者」等）を有している場合は、「留学」に変更しなければ奨学金が受給できない。ただし、国費留学生の身分終了時に改めて「永住者」等の在留資格を申請しても、当然には認定されないことを理解すること。

1 1. 対象外となる条件

次に掲げるいずれの事項にも該当しないこと。

- ① 渡日時および奨学金支給期間において、現役軍人または軍属の資格の者。
- ② 文部科学省の指定する期日までに渡日できない者。
- ③ 過去に文部科学省奨学金留学生であったもの（渡日後辞退者を含む）。ただし
 - ・奨学金支給最終月の翌月から奨学金支給開始月までに3年以上の学業または職務経験がある者、または
 - ・最後に受給した文部科学省奨学金が日本語・日本文化研究留学生（帰国後に在籍大学を卒業したまたは卒業見込みの者に限る）、
 - ・日韓共同理工学系学部留学生
 - ・ヤング・リーダーズ・プログラム留学生のいずれかであったものはこの限りではない。なお文部科学省学習奨励費は文部科学省奨学金留学生にあたらないため、過去に受給歴があっても応募可能。
- ④ 文部科学省奨学金制度による他の2019年度奨学金支給開始のプログラムと重複申請をしている者。
- ⑤ 申請時にすでに在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者及び申請時から奨学金支給期間開始前に私費外国人留学生として日本の大学等に在籍、または在籍予定の者。ただし、現在、日本の大学等に在籍または在籍予定の私費外国人留学生であっても、奨学金支給期間開始前に修了し帰国することが申請時において確実で、新たに在留資格「留学」を取得し渡日する者はこの限りでない。
- ⑦ 「卒業見込みの者」であって、所定の期日までに学歴の資格及び条件が満たされない者。
- ⑧ 申請時に二重国籍者で、渡日時までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。
- ⑨ 申請時から日本以外での研究活動（インターンシップ、フィールドワーク等）や休学等を長期間予定している者。
- ⑩ 博士課程修了者については、学位取得を目的としない者。

※ 奨学金支給開始後に文部科学省以外の機関（自国政府機関を含む）から奨学金を受給することを予定している者も、タイプAで出願することはできるが、国費留学生奨学金を辞退しなければならない。

※ 今回国費奨学金を受給すると、③の条件を満たすため、今後は国費奨学金を受けることができない。修士課程に入学する場合、博士後期課程に進む際に、国費奨学金を継続で

きるとは限らないので、十分留意すること。学振 DC1 等へ応募することを勧める。

1 2. その他

日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、卒業後も留学した大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自国と日本との関係の促進に努める者を採用する。

1 3. 旅費の支給要件

① 渡日旅費

原則として旅行日程及び経路を指定して航空券を交付する。航空券は、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から成田空港または羽田空港までの下級航空券とする。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。また、国籍国に在外公館が所在せず、査証申請のため第三国に立ち寄り渡日する者又は国籍国からの直行便がない者については、立ち寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とし、国籍国から立ち寄り国までの航空券並びに立ち寄り国から成田空港または羽田空港までの下級航空券のみを交付する。「留学生の居住地」は原則として申請書（別紙5）に記載された「現住所」とするが、渡日前に国籍国内に転居する場合は、申請書「渡日前住所」欄に記載された住所を「居住地」として認め、最寄りの国際空港からの航空券を手配する。なお、査証申請のための第三国立ち寄り等を除き、自己都合により国籍国外から渡日する場合は航空券を交付しない。

② 帰国旅費

原則として大学を修了し、奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生に対し、本人の申請に基づき航空券を交付する。航空券は、成田空港または羽田空港から当該学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券とする。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。なお、自己都合および下記「1 4. 奨学金停止事項」の事由により奨学金支給期間終了月前に帰国する場合は帰国旅費を支給しない。

また、奨学金支給期間終了後も引き続き日本に滞在する場合（例：日本で進学、就職）、一時帰国する際の帰国旅費は支給しない。

1 4. 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を停止する。また、これらに該当した場合、これ

まで支給した奨学金の一部またはすべての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期または1年を超える懲役もしくは禁固に処せられたとき。
- ④ 大学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 大学において学業成績不良や停学、休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の在留資格を新たに取得せずに渡日したとき、または「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。
- ⑧ 採用後、進学に伴う奨学金支給期間延長※の承認を受けずに上位の課程に進学したとき。
※本プログラム内での支給期間延長でなければならないが、それは予定されていない。
- ⑨ 当該大学を退学したとき、または他の大学院に転学したとき。
- ⑩ 1年ごとの各時点における学業成績係数が2.30を下回ったとき。

15. その他

(1) 渡日後、奨学金を受給するまでに1か月～1カ月半程度必要なため、当座の生活資金として、さしあたり必要となる費用を最低2000米ドル程度用意すること。

(2) 渡日後、必ず国民健康保険に加入すること。

(3) 奨学金支給対象者として採用された場合、以下のことを注意すること。

・採用者に関する情報（氏名、性別、生年月日等）を、日本政府の実施する留学生事業（留学中の支援、留学修了者のフォローアップ、留学生制度の改善）に利用する目的で、関係行政機関と共有する。また、採用者に関する情報（生年月日及び連絡先を除く）は、日本政府が作成する外国人留学生の受入れ促進に向けた広報資料において、特に世界各国で活躍している元国費外国人留学生を紹介するために、公表する場合がある。

・国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において、本取扱についての承諾を求める。特別な事情がある場合を除き、本取扱について承諾する者を、国費外国人留学生として採用する。

(4) 過去に退去強制処分を受け、所定の渡日時期までに「留学」の査証発給ができない場合、国費外国人留学生としての採用を取り消すので注意すること。

(5) 留学査証の申請については、国籍国の在外公館にて査証申請を行う者については、文部科学省から適宜供与依頼を行う。国籍国以外の在外公館にて留学査証申請を行う者は、東京大学を經由して在留資格認定証明書申請等の手続きを行う。

16. 問い合わせ先

〒113-8656 東京都文京区本郷 7-3-1

東京大学大学院情報理工学系研究科国際交流室

E メール ist_oir@adm.i.u-tokyo.ac.jp